

## 第8章 法院調停

### 第一節 法院調停の概要

#### 一 法院調停の概念と変遷

法院調停とは、裁判官等の主宰の下に、双方当事人が民事上の権益紛争につき、自由意思により、平等に協議、互譲し、合意を成立させ、紛争を解決する訴訟活動であり、訴訟終了方式である。

法院調停には、1991年の民事訴訟法から立法上は大きな変化は見られないが、理論上、実務上、幾多の変遷があった。90年代の衰退から新世紀初頭の復興を経て、近年の隆盛に至るまで、最高人民法院は、法院調停に関する司法解釈および指導意見<sup>1)</sup>を次々と公布した<sup>2)</sup>。調停と判決の関係について最高人民法院の提唱するところも、「調停できるものは調停し、判決すべきものは判決し、調停と判決を結合し、事件を終結させる」<sup>3)</sup>から、現在は、「調停を優先し、調停と判決を結合する」へと変わり、司法政策としては調停を事件処理の主要な選択とすることを表明した。2012年の民訴法改正では、この調停優先の司法政策が反映され、自由意思による合法的調停の原則は残されたが、第一審通常手続に立案前の先行調停（中国民訴 122 条）と開廷審理前の調停（中国民訴 133 条 2 項）の規定が追加され、法院調停は、立案前<sup>4)</sup>から立案後開廷前および開廷審理の全訴訟段階

---

1) 制定主体が同じであれば、司法解釈と同等の効力を有する。最高人民法院「司法解釈活動に関する規定」（2007 年）によれば、最高人民法院が公布した司法解釈のみが法的効力を有する（5 条）。指導意見も司法解釈と解される。

2) 江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015 年）214 頁参照。

3) 最高人民法院「社会主義和諧社会構築のための司法の保障の提供に関する若干の意見」（2007 年）20 条。

に貫かれた。

## 二 法院調停の役割

法院調停の役割としては、第一に、法院調停の結果は双方当事者の合意であることから、判決と比べて当事者間の対立、わだかまりを緩和し、取り除くのに有益である。また、法院調停は要件事実を超えて双方の衝突の根源を探り、当事者間の紛争を抜本的に解決する。

第二に、訴訟手続を減少させ、速やかに矛盾を取り除く。裁判手続の全過程で、裁判官等が事件の具体的状況に基づき適時調停を行い、判決を待たずに解決できる事件もあり、速やかな紛争の解決に有益である。法院調停の結果成立した調停の合意と確定判決の効力は同等であり、当事者の別訴も上訴も認められず、たとえ再審を申し立てたとしても厳格な要件により制限されることから、訴訟手続を減少させ、訴訟コストを節減し、訴訟効率を向上させることができる。

第三に、法制宣伝、紛争の予防に有益である。法院調停の過程は、双方当事者の協議の過程であり、また、法院が道理を説き、法を説く過程でもあることから、当事者および関係する公民に法制教育を行い、是非を弁別し、責任を明らかにし、法制観念を強化し、法律意識を向上させる助けとなり、紛争予防の機能を有する。

## 第二節 法院調停の原則

法院調停の原則とは、法院と当事者が法院調停活動において守らなければならない行為準則をいう。民事訴訟法9条は、「自由意思と合法の原則に基づき調停を行う。」と調停により民事紛争を解決するにあたっての総体的指導原則を定め、93条は、「当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにすることを基礎とし、是非をはっきりさせ、調停を行う。」と定めている。法院調停にあたっては、以下の原則を守らなければならない。

---

4) 立案前は、訴訟が開始されていないので、厳密には法院調停の定義からすればその範疇には属さない。

## 一 自由意思の原則

自由意思の原則とは、民事訴訟において、法院は双方当事者の自由意思を基礎として調停を行わなければならないことをいい、次の二つの内容を含む。

第一に、法院調停の開始、調停による紛争の解決の選択は、双方当事者の真の意向によらなければならない。よって、法律に定める特殊な事件については職権により開始することができるが、その他の民事事件は双方当事者の同意を経てのみ調停を開始することができる。当事者の一方または双方が調停を望まないときは、法院は速やかに判決をしなければならず、調停を強い、またはいつまでも調停を続け判断しないということはあってはならない（民訴解釈145条1項）。

第二に、調停の合意の成立および調停の合意の内容は、双方当事者の真の意向によらなければならない（中国民訴96条）。法院調停により成立する合意は、当事者双方の自由な実体的権利処分の結果でなければならず、双方当事者の意向を十分に反映させなければならない。法院調停の主宰者は、調停案を提出できるが、当事者の協議の際の参考に供するにすぎず、自己の事件処理についての意見を当事者に強いてはならない。

自由意思の原則は、当事者の手続主体としての地位の当然の要求であり、当事者の意思と処分権を尊重するものであり、任意履行を促す役割を期待される。

調停が自由意思の原則に反した場合には、再審事由となる（中国民訴201条）。

## 二 事実を明らかにし、是非をはっきりとさせる原則

この原則は、事実を根拠とし、法律を準拠とする（中国民訴7条）司法原則の法院調停における具現である。事実を明らかにし、責任を明白にしてこそ、当事者に対し理にかなない、根拠のある説得、教育を行うことができ、当事者の平等な協議、互譲、自由意思による調停の合意の成立を促すことができる。この原則の下でこそ調停の合意は正当性を有し、当事者に受け入れられ、自発的に履行させることができると考えられる。

しかし、事実を明らかにし、是非をはっきりとさせることは法院調停の基本原則とすべきではなく、実務でも十分には貫徹されていないとの指摘もある。調停の合意の内容は双方当事者の意向により決定され、事件事実との関係は判決のように緊密ではないことは否定できず、事件事実との間にある程度の距離があるということは、法院調停における事実認定の重要性は低下する。しかし、全体とし